

《論文》

入口支援の現状と課題
—窃盗をくり返すギャンブル依存症者の支援から—
Current situation and issues of entrance support

足立 孝子
Takako ADACHI

要旨

「入口支援」は、多様で複雑な対人援助ニーズをもつ犯罪行為者に対して、被疑者・被告人の段階、いわば刑務所の「入口」の段階で刑事司法から福祉につなげるという試みである。本研究の目的は、窃盗をくり返すギャンブル依存症者の支援という実践を通して、入口支援の現状と課題を明らかにしようとするものである。まず、司法と福祉はどのように連携をしていくべきなのか。そして、刑事司法という分野のなかで、福祉の専門職であるソーシャルワーカーはどうあるべきか。福祉の視点から考えていく。

キーワード：入口支援、ギャンブル依存症、刑事司法、更生支援計画

はじめに

刑事司法の分野に福祉的支援の必要性が示されたのは、元衆議院議員の山本義司氏が自らの受刑体験をもとに、2003（平成15）年に発表した『獄窓記』がきっかけであると言ってもよい。山本氏は、統計上明らかにされているよりも多くの高齢者や障害者が刑務所で受刑していることを指摘した。さらに、2006（平成18）年に山本氏が発表した『累犯障害者』では、「下関放火事件」に触れ、軽度知的障害をもつ者が、障害の特性から刑法上の累犯（再犯）加重になりやすいとしている。すなわち、知的障害者は善悪の判断が定かではないため（ほとんどの知的障害者は規則や習慣に従順であり、他人との争いごとを好まない）、たまたま反社会的な行動を起こし検挙された場合、警察の取調べや法廷において、自分を守る言葉を口述することができない。反省の言葉も出ない。したがって、司法の場での心証は至って悪くなる。そして一度刑務所に入ると、社会との関係が遠のき、あとは悪循環となるケースが多い（山本 2006）、としている。現に、下関放火事件を起こした福田氏は、事件前に10回にわたって刑務所に服役していた。実刑判決を受けた罪名はすべて、「放火罪」だった。1996（平成8）年に広島で起こした放火事件をめぐる裁判では、精神鑑定がなされ、軽度知的障害（IQ:66）と判断されている。さらに、罪を犯した人の過去を調べると、貧困や悲惨な家庭環境などといったさまざまな悪条件が幾つも重なることで、不幸にも犯罪に結びついているケースが実に多い（山本 2006）、としている。

山本氏の問題提起は、「罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究」（厚生労働科学研究）および「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援研究」（厚生労働科学研究）から「長崎モデル（出口支援）」へとつながった。「出口支援」は、刑務所を出所（刑事施設の出口段階）する高齢者・障害者に対して、帰住先や就労等の調整をおこなうものである。これは現在、特別調整として制度化され、全国にある地域生活定着支援センターがその役割を担っている。一方

で、出口支援が開始された当初から、刑務所からの釈放者に対する支援だけでなく、特別なニーズのある犯罪行為者が、刑務所に入らないようにするための社会内での支援が必要という声が上がっていた（東京 TS ネット 2018）。とくに、多様で複雑な対人援助ニーズをもつ犯罪行為者に対して、被疑者・被告人の段階、いわば刑務所の「入口」の段階で刑事司法から福祉につなげるという試みが始まっている。

本稿は、事例（窃盗をくり返すギャンブル依存症者への支援）を通して、入口支援の現状と課題を明らかにしようとするものである。

1. 再犯防止とは何か

筆者は、精神科臨床に携わってきた P S W（精神科ソーシャルワーカー）である。今回、はじめて刑事司法の分野に立ち入り、まず違和感を覚えたのが「再犯防止」という施策である。

「再犯防止」とは、2016（平成 28）年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を公布・施行したことからはじまる。これには、出所後 2 年以内に刑務所に再び入所する確率は、高齢者（65 歳以上）が全世代の中で最も高く、また、知的障害のある受刑者は、一般的に再犯に至るまでの期間が短いということが背景にある。さらに、2017（平成 29）年 12 月に再犯防止推進計画を策定した。ここでは、犯罪をした高齢者または障害のある者等の「再犯防止」のためには、刑務所出所者等に対する「出口支援」だけでなく、起訴猶予者等についても、事案に応じ、必要な福祉サービス等に結びつけることが、犯罪等の常習化を防ぐために重要である（法務省・厚生労働省 2020）としている。

土井は、再犯防止は、本人支援と社会防衛の両方を内包しており、その用い方によっては、視点が本人支援から社会防衛へと容易に転換しうるものである（土井 2018）と述べている。筆者の懸念は、まさに社会防衛のための再犯防止になってしまうことである。われわれソーシャルワーカーが実践する福祉的支援は、個人の尊厳と基本的人権の保障がまず前提となり、本人の主体性の尊重と、本人との信頼関係に基づくものでなければならない。つまり、福祉においては、目指すべき目標は再犯防止ではない。あくまでも、本人が安心できる生活、幸福な人生の実現を目指すべきだと考えている。

加えて言うならば、「更生」も福祉的支援にはそぐわないと考える。筆者は、「リカバリー」が相応しいと思うが、本稿では「更生」を用いることにする。

2. 事例（ケース）

※本事例の提示については、本人の同意を得ている。また、同意書（文書）を受け入れている。

（1）事例の概要

被告人 A は、島根県内在住の 30 歳代男性である。A は、2020（令和 2）年 4 月ショッピングセンター内の店舗において、18 万円相当の DVD を窃取したとして 6 月に逮捕され、その後、起訴された。2020 年 8 月、筆者らが「更生支援計画書」を裁判所に提出し、更生のための環境に恵まれていることが考慮され、懲役 2 年執行猶予 4 年の判決が下された。

筆者は更生支援計画に従い、ギャンブル依存症回復プログラム（註）への参加、就労支援、受診支援などをおこなっていた。しかし、2020 年 11 月、ギャンブル依存症回復プログラムに

参加する前に会場近くのコンビニで、5千円相当のカードゲーム用のカードを万引きし、12月に再逮捕された。いわゆる執行猶予中の犯行である。

(註) 正式名称は、SAT-G (島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム) ライト

(2) 成育歴と生活環境

幼少期より両親が不仲であった。一時期は別居をしていたこともあるという。父親はアルコール依存症 (今は飲酒をやめている)、母親はうつ病で現在も加療を続けている。同胞は姉が1人。

本人曰く、小学生までは、不器用ながらも物事に真面目に取り組み、友だち関係も良好であった。しかし、中学校に入学したころからだんだんとコミュニケーションが取りづらくなり、高校生になるといじめにも遭っていた。一方で、ソフトテニスに打ち込み、全国高等学校総合体育大会に島根県代表として出場している。高校卒業後は、医療系の専門学校に進学し、医療にかかわる国家資格を取得した。資格を活かして、病院等に就職をするものの、対人関係のトラブルなどから仕事が長続きせず、休職や退職を繰り返していた。2009 (平成 21) 年、不安・緊張・抑うつ・情動不安定のため、クリニックを受診する。2014 (平成 26) 年からは、現在の X 病院に通院している。診断名は ADHD (注意欠如・多動性障害)・適応障害である。

2016 (平成 28) 年に結婚し、2019 (平成 30) 年に長男が生まれている。

(3) 今回事件時の生活環境

妻と子どもの3人で生活をしてしていたが、前回の事件後、実父と実母との同居生活をはじめ (5人暮らし)。更生支援計画により、①ギャンブル依存症の理解のためのプログラムを受講、②就労支援として、就職先決定までの支援および就職後も継続して支援をおこなっていた。2020 (令和 2) 年 10 月より、グループホームで介護職として働いていたが、医療系の国家資格保有者としてのプライドが捨てきれず、苦悩を抱えていた。父は示談に対応したり、就職先を探すなど、熱心に A を支えた。ただ、A に対して感情を露わにし、激しく罵ることもあった。また、母も激昂しやすく、口喧嘩が絶えなかった。筆者は定期的に A と会い、仕事上の悩みや、家庭内のイザコザなどの話を聞いていた。

(4) 今回の更生支援計画

更生支援計画書は、“しまね更生支縁ネット (註)” のなかで情報共有し、意見をもらいながら作成した。

A は、ギャンブルに対する強い渴望があり、ギャンブルをする金欲しさに窃盗におよんでいる。自身の生活の中で、満たされていないという思いや不全感を常に抱えている。さらに、今回のように、就労場面においてのジレンマや家庭内のイザコザなどから、ストレスフルな状態となり、ギャンブルによって現実逃避をしようとした可能性が高い。

前回の逮捕時は、「ギャンブルはいつでも止められる」と言っていたが、ギャンブル依存症回復プログラムを3回受講したことで、自ら“ギャンブル依存症である”ことを覚知できた。しかし、なぜギャンブルに依存してしまうのか、その原因に行きつくまでにはおよんでいない。これからは、自分の過去や経験を吐き出すことで、客観的に自分を見つめ直すことが必要である

う。そして自らの課題に向き合い、解決していかなければならない。そのために、本人を支えつつ、課題の抽出から解決までを促す支援が必要である。一方で、Aは礼節が整っており、グループホームで就労中には、管理者から接遇について褒められていた。自分の力で考えることができ、ギャンブル依存症回復プログラムでは、いち早く内容を理解することができている。そして、自身の依存について気づきを得ていた。また、自身の子どもをととても大切にしており、幸せな家庭を築きたいという気持ちは強くある。たび重なる逮捕でも、父や母、妻はAを支えており、更生のために協力をしている。

これらのことから、今回の更生支援計画書は、以下のような内容で、裁判所へ提出した。

窃盗をしてまでギャンブルをしたいという気持ちを抑えるためには、①ギャンブル依存症であること再覚知する➡前回よりも集中的なプログラムに参加する。②自分と向き合う／課題を見つける➡なぜ依存症になったのか、“盗ってもいい”という価値観はどこで形成されたのか、課題をみつける。③社会生活を取り戻す➡②で判明した自身の課題を一つ一つクリアにしていく。さらに、生活基盤を安定させるための就労へと導いていく。

(註) しまね更生支縁ネットは、司法と福祉の連携を目的とし、それぞれの専門職が定期的に集まり、勉強会等をおこなっている。

(5) 判決

懲役1年の実刑に処される。前回の執行猶予が取り消され、実際には懲役3年となる。主文の要約は以下の通りである。

「Aは犯行時、ためらいもなく窃盗におよんでおり、計画性も認められる。しかし、謝罪が受け入れられ、和解も成立している。さらに、更生支援計画や家族の支援などの支援体制が認められる。とはいえ、前回の更生支援計画が実施されている最中の犯行であり、更生の意欲には欠けていたと言わざるを得ない」

3. 必要な支援とは何か

(1) 前回逮捕から今回逮捕までのかかわり

2020(令和2)年6月にAが逮捕された際、Aの主治医(X病院勤務)から筆者に個人的に相談があった。この案件は“しまね更生支縁ネット”がかかわった方がいいと判断した筆者は、主治医を通して弁護士から依頼を受けた。2020年8月の時点で、Aはすでに起訴されていたが、警察署に留置されていた。筆者は、弁護士の依頼を受けてすぐに、警察署で勾留中のAと面会した。ここでは、裁判でどうするかではなく、「将来のことを一緒に考えたい」と伝えた。つまり、執行猶予や減刑のための方法を持ちかけるのではなく、“本人のよりよい人生”を考えてのことである。そのために、本人が何を望み、どんな人生を設計しているのかについてアセスメントをおこなった。とくに、本人の得意なことを活かせるような支援(ストレングスマodel)をこころがけた。裁判期日まで、あと10日という限られた時間のなかで、「更生支援計画書」を作成し、Aに示した。その際、アクリル板越しでも分かりやすいように、パワーポイント資料を示しながら説明し、本人の同意を得た。吉間は、立ち直りのためには伴走者が必要である、としている。さらに、伴走者は社会の常識や在るべき論を一方的に押しつけるのではなく、当事者と伴走者の協働関係の中で答えを見つけようとする。当事者の主体性を尊重し、支援が支

配関係となることを排除するものである（吉間 2019）、と著している。筆者もこのようなことを意識しながら、少しずつではあるがAとの信頼関係を築いていった。2020年8月27日の公判では、弁護士から「実家に移り住み、家族の支援が十分であることと、しまね更生支援ネットのサポートがある」ことが協調された。論告求刑は、「実刑2年。悪質で大胆かつ手慣れた手口であり、犯行の理由も悪質である。被害額が多額であり、再犯の可能性が高いと考えられる」。判決では、「実刑2年執行猶予4年。スロットのための換金目的の犯行であり、身勝手に大胆、悪質であり、前科（註）もあることから常習性が考えられる。しかし、被害弁償が済んでいること、家族の協力だけでなく、しまね更生支援ネットが計画書に基づき支援をおこなうなど、更生のための環境に恵まれていることを考慮した」とのことであった。

前科があり、また起訴されていない犯行も複数件あることを考えると、今回の判決で執行猶予がついたことは、更生支援計画の意義が認められたのではないかと認識している。

その後、更生支援計画に従って、ギャンブル依存症回復プログラムを開始したことは前述のとおりであるが、筆者は就労にかかる支援についてもおこなっている。それは、父の会社の取引先が経営している「高齢者グループホーム」へ就職するための支援である。まず、経営者との面接に同席し、続いて高齢者グループホームの施設長および管理者との面接にも同席した。さらに、アルバイトとして採用されたのちも職場を訪問し、管理者と情報共有しながら、Aを支えていた。

Aと話をするなかで、「ギャンブルをしたいという気持ちは沸いてくるが、何とか抑えられている。子どものためにも頑張る」と言っていた。筆者は、Aが順調にリカバリーに向かっていると信じていた。

ところが、2020年12月8日、Aが再び逮捕されたと妻から電話があった。筆者は、しばらくの間、頭の中の整理がつかなかった。それと同時に“依存症”の闇の深さを思い知った。

（註）Aは2016（平成28）年、仕事での訪問先でカードゲーム用のカードを窃取し、逮捕・起訴され、実刑1年6月執行猶予3年の判決を受けている。

（2）今回の逮捕から裁判までのかかわり

2021（令和3）年1月4日、筆者はAが勾留されている警察署に面会に行った。まず、今回の窃盗に至った経緯を確認したかった。つまり、筆者の支援がAを追い詰めたのではないかと思ったからである。Aは、「ギャンブル依存症のプログラムによって、自分が依存症であることを知った。支援があったから気づくことができた。それでも、ギャンブルは止められなかった。手元にお金がないから、つい万引きをしてしまった」と泣きながら答えた。そして引き続き支援をして欲しいと依頼があった。

翌日、筆者はAの妻と会った。妻は悲嘆にくれながらも、筆者に対して「申し訳ない」と何度も繰り返していた。筆者は、妻の話しを丁寧に聴き、気持ちを受けとめたうえで、引き続きAと家族のために力を尽くしたいと伝えた。

Aが仮釈放された後は、本人や家族と今後の方向性について、より具体的な話しをした。今回（2回目）の更生支援計画書を裁判所に提出するまでには、少し時間的な余裕があったので、ギャンブル依存症の専門医の診察を受けるために、受診までの調整をおこない、受診に同行および診察場面に陪席した。専門医は、「過酷な幼少期の体験や発達障害による生活のしづらさな

どが重なり、ギャンブルにはまっていったと思われる。ギャンブルの刺激に慣れてしまった脳は、ドパミンが過剰に放出されており、これを抑制させることは非常に困難である。刑務所で2～3年間、受刑することによって脳がクールダウンする。これは治療的にも非常に大きな意義がある。出所後、当院での治療を受けることはやぶさかではない」とのことであった。筆者はこの話を受けて、施設内処遇（刑務所での受刑）の意義について考え始めていた。

その後、「しまね更生支縁ネット」メンバーを中心に、ギャンブル依存症回復プログラム実施者等を加えて、「事例検討会」をおこなった。ここでは見立てとして、①Aは些細なことが刺激になり、ギャンブルに対する強い渴望がみられる。②短絡的でストレスに弱い。③本人は自己肯定感が低いというが、プライドが高い一面がある。規範を忠実に守ろうとする反面、計画的に万引きをするという二面性がみられる。といったことがあがった。次に、今後の手立てとして、①依存症であることを再覚知してもらう。②なぜ、ギャンブルに依存してしまうのか、自身で明らかにする。などがあがっていた。

（3）裁判および判決後のかかわり

上記の事例検討での意見を参考に「更生支援計画書」（3.（4）参照）を作成し、AおよびAの家族（父、妻）から同意を得た。父と妻からは、今の思いや苦しさ、先の不安（実刑になった場合）、Aとどのようにかかわればいいのかなどの相談を受けた。

更生支援計画書は、第二回公判の証拠資料となるよう2021（令和3）年2月に弁護人に渡した。2021年3月2日の公判では、筆者が証人尋問の際に証人として出廷し、弁護人、検察官、裁判官の質問に答えた。筆者は、「Aに必要なことは刑罰ではなく、ギャンブル依存症からの回復であり、そのためにも「なぜ、依存症になったのか」自分自身と向き合うことが必要である」と訴えた。つまり、社会内処遇の有効性を強調した。社会内処遇について三宅は、犯罪者を矯正施設に拘禁・収容せずに専ら社会内で自律的な生活をさせながら、社会の成員として社会に統合・復帰させ、再び犯罪に陥らぬようにするための処遇である（廣澤・三宅 2014）、としている。しかし、裁判官や検察官からは、刑務所内にも依存症回復のためのプログラムは組み立てられており、社会内処遇の意義は認められない、と指摘があった。

判決は前述のとおり、実刑1年である。すぐさま、弁護人および家族と「控訴」の是非について話し合いをもった。弁護人は「控訴するべき」と強く主張した。筆者は、ギャンブル依存症専門医からの助言のとおり、刑務所内で脳のクールダウンをさせてから、依存症の治療を施すべきではないか、と考えていた。本人の人生を長い目で見た場合、確実に依存症を治療することがAの幸せな将来につながると筆者は考えたからである。司法と福祉の視点の違いと目的の違いをこの時、意識した。

Aは、判決後その場で収監された。家族からは、引き続きAを支えて欲しいと懇願された。千葉県社会福祉士会によると、実刑になった場合、更生支援計画は実行できないため、支援は終了する（千葉県社会福祉士会ほか 2019）、とある。しかし、家族の思いを知り、また収監されるAの後ろ姿を見たときに、支援の終了という選択はできなかった。

結局、刑務所からの出口支援を見据えて、現在もAと手紙のやり取りを続けている。

(4) まとめ

福祉に求められている支援とは何か—。

前出の「罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究」によると、福祉の専門職は、福祉サービスや就労支援等に関する相談支援事業、矯正・更生保護施設と福祉機関との連携をおこない、福祉サービスのマネジメントのためのコーディネーター事業等を実施すべき、としている。また、検察庁の入口支援は、社会福祉士が被疑者の生活調整や福祉支援等について助言することであり、さらに生活保護、介護保険、年金など福祉サービス等の関係機関との連絡・調整をおこなうものである。

つまり、司法が求める福祉的支援とは、各種サービスなどの社会的資源との調整であり、あくまでも本人を福祉的支援につなぐ役割にほかならない。

しかし、筆者はまず、Aとの信頼関係を構築し、Aの人生を考えた支援をこころがけた。さらに、家族の苦しみを受けとめて寄り添った。これらは、Aの可能性と能力に着目した支援であり、Aや家族との関係性に基づいた協働であると捉えている。単に、福祉的サービス等につなぐだけの役割だけが、福祉に求められている支援ではないと思っている。

おわりに

本稿は、Aの事例を通して、入口支援の現状と課題を明らかにしようとするものである。

(1) 司法と福祉の視点の違い

筆者は今回はじめて、刑事司法の場でソーシャルワークをおこなうことで実感したことは、司法と福祉の目的は必ずしも一致しないということである。司法による矯正とは、罰を与えることによる感銘力（罪を犯してしまったこと、刑罰を受けたことなどを当事者が反省、公開、懺悔すること）により再犯をしない方向に当事者が向かう、あるいは導くこととされている（鶴2015）。一方、前述したように、福祉的支援とは、個人の尊厳と基本的人権の保障がまずされるべきであり、そこでの支援は、本人の主体性の尊重と、支援者と本人との信頼関係に基づくものであり、相互の人的関係を重んじている。対象者の立場に立って問題を捉え、本人の望む人生を共に考えていくものである。

端的に言うならば、高平は、弁護人は手続き上のゴールが明確であり（起訴や判決）、そのゴールにおける目標（執行猶予等）から逆算的にものを考え、福祉の世界では刑事手続き上のゴールは通過点にしかすぎず、援助を受ける人の意思決定と実行を支援し続けるという差異がある（高平 2018）、としている。

司法福祉学研究の泰斗である加藤は、司法と福祉のアイデンティティの隔たりについて以下のように分析している。司法は、再犯防止を目的として、保安という基本原理に依拠し、社会防衛という機能を果たす。一方、福祉は、人間的成長を目的として、教育という基本原理に依拠し、自立援助という機能を果たす。もちろん、両者の間に優劣があるわけではなく、社会システム内で異なった役割を期待されている結果として生じている差異である（前田・加藤他2013）。

今回の事例を通して、司法と福祉の目的意識の違いは実感するところであった。しかし、加藤が論じているように、「社会システム内で異なった役割を期待されている結果」として捉えるべきであろうと筆者は理解している。弁護人は、刑罰を少しでも軽くすることが目的であり、

ソーシャルワーカーは、本人の幸せな生活を実現させることを目的としていた。今回の場合、弁護人と筆者は相互に信頼し、それぞれの視点や立場を理解し合っていたため、率直に意見交換をすることができた。これは、“しまね更生支援縁ネット”の取り組みの中で、「刑事司法のしくみ」や「福祉の考え方」について勉強会を重ねてきたからこそであろう。

とはいえ、ソーシャルワーカーは、福祉的支援の方向性を明らかにし、根拠を示すことによって、司法の波にのまれないように自らを律する必要性が強く求められる。

（２）依存症者の支援

現在のところ、「入口支援」「出口支援」とともに知的障害者や高齢者を主たる対象者としている。今回筆者は、ギャンブル依存症のために窃盗をくり返してしまう事例にかかわった。依存症にかかる刑事訴訟にソーシャルワーカーがかかわる事例はあまりみられない。しかし、薬物依存症者の検挙や再犯は深刻な状況である。覚せい剤取締法違反による検挙者は、年間1万人を超え、同一罪名による再犯者率は60%を超える高い状態が続いている（国立精神・神経医療研究センターほか 2019）。覚せい剤使用の背景には、「薬物依存症」が関与している。

米国の精神科医エドワード・カンツィアン博士は、依存症発症のメカニズムとして「自己治療仮説」という理論を提唱している。依存症の本質は快感ではなく苦痛である。そして薬物使用を学習する際の報酬は、快感ではなく、「苦痛の緩和」である（松本 2021）と述べている。困難な現実から逃避するため、苦痛や苦悩をコントロールするために薬物を使っていたというものである。これは、事例のAにもあてはめることができる。このような困難な状況に陥った人に対して必要なことは、叱責や刑罰およびコミュニティからの排除ではなく、治療や血の通った支援ではないだろうか。

刑事司法のなかにも、「治療的司法」という考え方がある。これは、刑事司法手続きのなかで単なる法的解釈などに留まらず、犯罪の原因となった問題の本質的な解決に向けて、必要とされる福祉的支援や医療・その他のサポートを提供するという司法観（林 2021）である。指宿は、とりわけ、薬物犯罪のように依存や嗜癖が犯罪の原因になっている場合や、本来福祉的に解決されなければならない家庭や生活上の問題が原因となって犯罪を繰り返している場合には、どれだけ威嚇効果を重視しても予防効果が認められない（指宿 2018）としている。

Aの事例をふりかえってみると、犯罪（窃盗）の原因は「ギャンブル依存症」である。ギャンブル依存症に陥ったのは、幼少期の苛酷な状況と発達障害による生活のしづらさなどからくる不全感であろう。そして、ストレスフルになった際に、現実逃避のためにギャンブルにはまっていったと考えられる。つまり、家庭といった環境因子と、感情制御の難しさ、衝動性の高さ、問題解決法の不適切さなどの個人因子の両方が影響していると思われる。Aのリカバリーのためには、生活状況や人間関係を改善していくなかで、課題を解決していくことが必要である。

刑事司法領域にある依存症者のリカバリーのためには、依存症の治療や血の通った支援が必要である。このような支援は、精神保健福祉を専門とするソーシャルワーカーが積極的に担うべきであると考えられる。

(3) まとめ

司法と福祉は視点が違い、目的意識も異なってくることは至極当然かもしれない。しかし、互いの考え方を理解し、尊重し合うなかでより多様なアイデアを出し合うことができるのではないかと考える。そしてそれは、本人の支援の幅を広げ、あらゆる可能性につながるのではないかと期待できる。

また、本来であれば、「入口支援」「出口支援」だけでなく、矯正施設入所中も含めて継続的な支援がおこなわれていくべきであると考えます。そのためにも、刑事司法分野にソーシャルワークを活かす仕組みを作っていくべきである。また、刑事司法分野にかかわるソーシャルワーカーが自らのアイデンティティを明らかにし、福祉的支援の方向性や有効性を明確化することが、喫緊の課題となるのではないだろうか。

【謝辞】

事例の提供に快く同意していただいたA氏とご家族に謝意を表したい。「むしろ、発表してほしい。本名でもいいです」との言葉で迷うことなく同意してくださったことを申し添える。ここから感謝いたします。

※本研究は、2021年度 島根大学女性研究リーダー育成支援事業（プロジェクト創出型）「罪に問われた障害のある人への支援（しまね更生支縁ネットの取り組み）ーしまねモデルの構築に向けてー」の助成を受けて実施している。

文献

- 土井政和（2018）「「再犯防止推進計画」の批判的検討を通して」刑事立法研究会編、『司法と福祉の連携の展開と課題』現代人文社
- 林大悟（2021）「クレプトマニア・認知症と裁判ー治療的司法観に基づく判決と再犯防止効果」『都市問題』
- 廣澤努・三宅孝之（2014）「再犯・累犯者の社会内処遇ー拘禁刑の代替 山陰での裁判ケースー」『島大法学』58（1・2）
- 法務省・厚生労働省（2020）『入口支援の実の方策等の在り方に関する検討会報告書』
- 指宿 信（2018）「治療的司法と再犯防止ー我が国の再犯防止施策の展開と今後の課題」治療的司法研究会編『治療的司法の実践』第一法規
- 国立精神・神経医療研究センター・法務省法務総合研究所（2018）『覚せい剤事犯者の理解とサポート』
- 前田忠弘・加藤幸雄・藤原正範ほか（2013）『司法福祉ー罪を犯した人への支援の理論と実践』法律文化社
- 松本俊彦（2021）「人はなぜ依存症になるのかーコネクションの対義語としてのアディクションー」『心と社会』52（4）
- 高平奇恵（2018）「対人援助ニーズを有する被疑者・被告人に対する弁護活動の在り方」刑事立法研究会編『司法と福祉の連携の展開と課題』現代人文社
- 千葉県社会福祉士会・千葉県弁護士会編（2018）『ソーシャルワークの実務ー本人の更生支援に向け

た福祉と司法の協働』日本加除出版

東京 TS ネット編 (2018) 『更生支援計画をつくる－罪に問われた障害のある人の支援－』現代人文社

鶴 幸一郎 (2015) 「依存症拠点医療機関事業を通じた司法機関との連携システムの構築」『精神保健福祉』46 (4)

山本譲司 (2006) 『累犯障害者－獄の中の不条理－』新潮社。

吉間慎一郎 (2019) 『更生支援における「協働モデル」の実現に向けた試論』LABO (弁護士会館ブックセンター)